

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和8年9月2日認可した。

令和8年9月15日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名
三豊市財田町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）梅ノ塔地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）山際地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）吉田地区
豊中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）溝落地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）八反地地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）屋敷内地区